

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士河口湖町は、後期高齢者医療保険の資格・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

富士河口湖町長

## 公表日

令和4年12月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、被保険者に対して、保険者である山梨県後期高齢者医療広域連合を介して保険給付等に関する事務処理を行う。  特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①住民異動等による資格取得・喪失管理等に関する事務 ②所得による区分判定事務 ③後期高齢者医療広域連合との事務  ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療標準システム、収納・口座システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 59項 番号法別第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法 第19条第8号及び別表第二 (照会できる事務)項番80.81.82 (情報提供できる事務)項番83
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富士河口湖町住民課 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700 電話番号0555-72-1114
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富士河口湖町住民課 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700 電話番号0555-72-1114

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住民課長 流石文	住民課長 渡辺 田津子	事後	人事異動確定後
平成30年6月1日	I 5 ②所属長の役職名	住民課長 渡辺 田津子	住民課長	事後	様式変更による
令和1年6月21日	IV リスク対策		「IV リスク対策」新規項目追加	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第7号及び別表第二 (照会できる事務)項番80.81.82 (情報提供できる事務)項番83	番号法 第19条第8号及び別表第二 (照会できる事務)項番80.81.82 (情報提供できる事務)項番83	事後	デジタル社会の形成を図る為の関係法律の整備に関する法律令和3年9月1日施行による条項スズレによる修正。
令和4年12月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 ③システムの名称  3. 個人番号の利用 法令上の根拠	高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、被保険者に対して、保険者である山梨県後期高齢者医療広域連合を介して保険給付等に関する事務処理を行う。  特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①住民異動等による資格取得・喪失管理等に関する事務 ②所得による区分判定事務7 ③後期高齢者医療広域連合との事務  後期高齢者医療システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム 後期高齢者医療標準システム  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一 59項	高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、被保険者に対して、保険者である山梨県後期高齢者医療広域連合を介して保険給付等に関する事務処理を行う。  特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①住民異動等による資格取得・喪失管理等に関する事務 ②所得による区分判定事務 ③後期高齢者医療広域連合との事務  ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。  後期高齢者医療システム、後期高齢者医療標準システム、収納・口座システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー  番号法第9条第1項 別表第一 59項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条	事後	